

介護サービス・障害福祉サービス事業所の方々との 意見交換会における質疑応答の内容

日時：令和元年7月3日（水）
16時～17時45分

当日お聞きしましたご質問の内容を、Q&A方式でまとめました。
今後の事業の参考にしていただければ幸いです。

Q 今年10月からの特定処遇改善加算の届出にあたっては、現行の処遇改善加算の届出の際に、既に提出している資料もあるので、重複しないよう配慮をお願いしたい。

特定処遇改善加算に関する届出については、平成31年4月12日付け厚生労働省老健局長通知「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」において、様式例が示されております。

本市においても、国の通知を参考に、事業所の業務を極力省略できるよう配慮してまいりますのでご理解ください。

なお、同通知において、今後、処遇改善の加算に関する業務簡素化の観点から、現行の処遇改善と特定処遇改善に関する届出については、様式の統合等が予定されているところです。

Q 住宅型有料老人ホームへの技能実習生の受入が認められていない。有料老人ホームの指導指針が自治体によって異なるように、名古屋市の独自ルールとして受入ができるようにしてほしい。

外国人技能実習機構名古屋事務所に確認したところ、技能実習を行うことができる事業所は厚生労働省が定めており、有料老人ホームで対象となる施設は、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のみとなっており、住宅型有料老人ホームは対象とならないと回答をいただいております。

住宅型有料老人ホームへの技能実習生の受け入れにつきましては、市独自で認めることができませんのでご理解ください。

Q 名古屋市として外国人介護人材の確保に向けた考えを教えてください。

介護人材の確保が困難な状況のなか、外国人の活用を図りたいという介護事業所の意向があることは認識しているところでございます。

本市におきましては、在留資格が身分又は地位の外国人の方を対象に、日本語学校の入学金や受講料に係る費用を助成する「外国人介護人材育成支援事業」を今年度から開始したところでございます。

今後、技能実習や特定技能、留学生といった外国の方を介護事業所において雇用していくにあたり、様々な課題等が出てくるかと思えます。外国人介護人材への支援につきましては国や県の動向を注視しながら、市が設置している介護人材確保に関する懇談会などにおいてご意見をお聴きし、本市に求められる役割を担ってまいりたいと考えております。

Q はり師・きゅう師が機能訓練指導員となるための実務経験は、介護事業所での実務経験に限定されるのか。

はり師・きゅう師が機能訓練指導員となるための実務経験は、機能訓練指導員の配置が義務付けられた介護事業所において、はり師又はきゅう師以外の機能訓練指導員が配置された状況下で6月以上機能訓練指導に従事することが必要となります。従いまして、介護事業所での実務経験に限定されます。

Q 介護保険と障害福祉サービスの併給者について、介護保険の訪問看護で経管栄養の処置を受けていたが、医療保険へ切り替えとなった場合、障害福祉サービスをそのまま継続して利用してもよいか

介護保険と障害福祉サービスの併給について、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、障害者総合支援法第7条の規定により、原則として介護保険を優先して利用する必要があります。

ご質問のように、サービスの契約変更等により継続的に介護保険の単位数に余剰が生じる場合は、介護保険優先の考え方から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスについて、速やかに介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携のうえ、居宅介護支援計画及び個別支援計画（以下「計画等」という。）の見直しを行い、介護保険の単位数に余剰が生じないように計画等を変更していただく必要があります。

ただし、計画等が変更されるまでの期間については、利用者の支援に支障が生じることがないように、従前の計画等に従って障害福祉サービスを提供することを否定するものではありません。

Q 放課後等デイサービスにおける区分判定について、名古屋市の基準は厳しい（区分1の判定が認められにくい）のではないか。

放課後等デイサービスについては、平成30年度の報酬改定に伴い、新たに障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定することとされたところではあります。

この取扱いについては厚生労働省告示及び事務連絡に基づき区分判定を行っておりますが、現在、あらためて各区の判定状況等について調査を実施しているところであり、その結果に基づき必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

Q 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける延長支援加算はサービス提供時間が8時間未満であっても、営業時間が8時間以上であれば加算できるということであったはずだが、今年度から取扱いの変更があったのか。

延長支援加算については報酬告示や厚生労働省Q&A等に詳細な要件が示されており、その中で「運営規程上の営業時間が8時間以上あること」が要件の一つとされています。また、ここで言う「営業時間」とは「児童を受け入れる体制を整えている時間」であることも同時に示されていることから、いわゆる「サービス提供時間」のこととなります。

延長支援加算の時間に関する上記の取扱いについては制度ができた当初より変わっておらず、今年度から変更したものではございませんのでご了承ください。

なお、基準省令や報酬告示の改正等による取扱いの変更があった場合は、原則としてウェルネットなごやへの掲載をすることによりお知らせをしておりますが、併せて集団指導なども活用しながら十分な周知に努めてまいります。